平成２８年（フ）第１３号
広島県安芸高田市吉田町吉田185番地１カーサセレノ弐番館202
債務者　渡里　和人
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１４号
広島県安芸高田市吉田町国司697番地２
債務者　渡里　克枝
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第２８９５号
大阪府箕面市瀬川１丁目12番36号、前住所大阪府池田市旭丘１丁目６番３号
債務者　野島　伸晃
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０６３号
大阪市浪速区久保吉１丁目６番22号、前住所大阪市浪速区浪速西１丁目２番１―1103号
債務者　植田　知加
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　紘子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５２号
大阪府門真市北岸和田３丁目２番10号
債務者　三浦　充貴
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　泰伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２７１号
大阪市東住吉区東田辺３丁目13番21―407号、前住所大阪市平野区平野東１丁目８番40―805号
債務者　中山　弘
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２７６号
和歌山県橋本市高野口町小田643番地の２
債務者　玉谷　敏晃
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　賢介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９号
広島県東広島市黒瀬町丸山260番地48
債務者　植村　泰明
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖花　和夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７６号
愛媛県松山市内浜町17番24号　サンモールＹＯＵ　201号
債務者　井上　吉紀
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　圭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８１号
愛媛県松山市余戸中３丁目10番35号　レジデンス余戸303号
債務者　河野　秀子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０号
秋田市山手台３丁目10番地６
債務者　齋藤　秀人
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木元　愼一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４号
（住民票上の住所）福岡県飯塚市小正496番地３　なごみハイツ101（前住所　福岡県飯塚市片島３丁目13番29号）
債務者　樋口　　毅
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１６号
福岡県飯塚市横田854番地33　レインボーハイツ201号
債務者　田中正男こと　許　　基満
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３５号
函館市新川町13番７―102号
債務者　佐藤　春美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４３号
函館市海岸町11番41―205号
債務者　石川　治美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６５号
北海道北斗市久根別３丁目３番４号　ベルエポック　103号
債務者　石岡　勇二
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
函館市美原１丁目35番１号　龍雲荘１階Ｃ
債務者　木村　慶紀
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
函館地方裁判所